2. 史跡の概要

2-1　関東の板碑文化と下里・青山板碑製作遺跡

2-1-1　板碑とは何か

板碑は鎌倉時代の 13 世紀初めから戦国時代の 16 世紀末にかけてつくられた石塔の一種で、板状の石でつくられた卒都婆（そとば）である。平安時代後期に末法思想が広まり、貴族を中心に浄土信仰や小塔供養が盛行した。それに伴い五輪塔や宝篋印塔（ほうきょういんとう）などの石塔が造立されるようになり、こうした流れの中で板碑もつくられるようになったと考えられている。

板碑は五輪塔を基にして発生したと考えられているが、平安時代末期の『餓鬼草紙』に木製とみられる板碑が描かれ、これとよく似た木製品が石川県野々江本江寺遺跡（ののえほんこうじ）で出土し、石造板碑の祖形になった可能性がある。現存する最古の板碑は熊谷市の嘉禄 3 年（1227）銘のもので、南北朝・室町時代に最も盛んとなり、17 世紀には姿を消す。

板碑は、九州から北海道まで全国各地に分布するが、関東地方に多く見られる板碑は、緑泥石片岩（青石）でつくられたものである。青石の美しい色と、薄く加工しやすいという特徴を生かして細かい彫刻が施されたものもあり、美術的にも優れたものが見られる。武蔵国中央部の埼玉県を中心に約 5 万基が確認されており「武蔵型板碑」と呼ばれている。青石の板碑がこれほどまでに関東各地に広く受け入れられた理由として、加工のしやすさのほかに、中世の人々の青い色に対する感覚や意識、思想的な背景もあった可能性がある。

形態は、頭部を三角形（山形）にし、2 条の溝状の線（二条線）が刻まれ、梵字（種子）（ぼんじ・しゅじ）や画像で主尊とする仏や菩薩（阿弥陀如来、大日如来、釈迦如来、地蔵菩薩など）を表現し、その下に銘文が刻まれるのが一般的である。銘文は、被供養者や供養者の名や造立趣旨、経典の一句である偈（げ）（経文などの文句を抜き出した仏を称える詩）、真言（真実のことば、呪文で、これを唱えると功徳が得られるとされる）、紀年銘（造立された年月日）などで、記念碑的な意味の銘は刻まれていない。造立趣旨は、両親など亡くなった者の追善供養や、生前に死後の冥福のために行う逆修（ぎゃくしゅ）供養が多い。

■図 2　板碑模式図

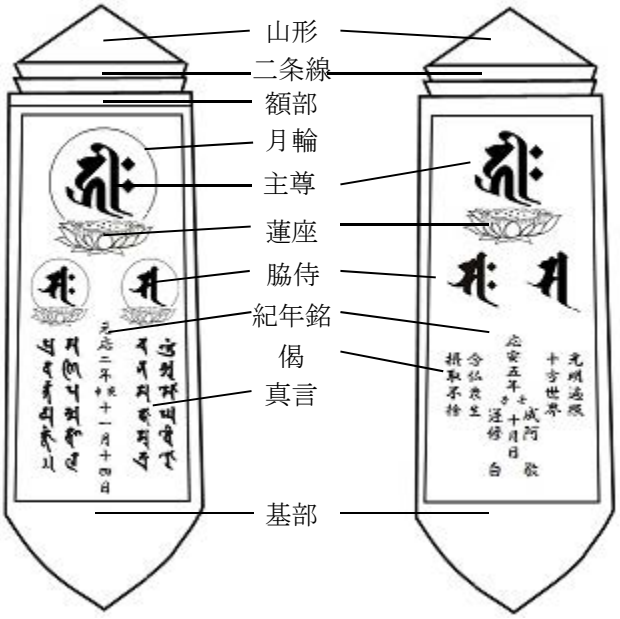

初期の板碑は、館などがあったと考えられる武蔵武士の本拠地や彼らが信仰した寺院周辺に見られることが多くあり、武士の名前が刻まれているものもあって、浄土信仰を背景に地域の有力者である武士たちが板碑を造立したと考えられている。現在知られている板碑の数は、14 世紀中頃、南北朝時代をピークとしてその後

減少し（表 1)、次第に五輪塔や宝篋印塔など板碑以外の石塔も多くなった。しかし、板碑は15 世紀以降もつくられ続け、種子や年月日のほかには法名だけが刻まれ小型化したものが多くなり、墓碑のようにも造立されるようになった。また、月待、庚申待供養などのために立てられ、結縁した多数の僧俗の名前が彫られたものが見られるようになる。これらは本来の仏教行事とは異なるもので、極楽往生だけでなく、作物の実りなど現世での利益（りやく）を祈る民間信仰の行事に合わせて板碑が立てられるようになったと考えられる。このように、板碑を造立する階層や契機の広がりなど、社会の移り変わりに応じながら板碑の性格も変化した。

こうして中世を通じて立てられ続けた板碑も、16 世紀の終わり頃を最後につくられなくなった。その理由ははっきりしていないが、家や村、仏教のあり方、民間における多様な信仰の浸透など社会の変化によって、位牌や墓石が普及するようになったことなどが考えられている。

2-1-2　小川町の板碑

小川町には 1,000 基を超える板碑が確認されている。紀年銘がある一番古い板碑は、竹沢地区の大字木呂子の太子堂にある建長年間（1249～56）のもので（写真 2)、その後天正 8 年（1580）までの 330 年にわたり町内全域で確認されている。

この地域の特徴的な板碑として、「別時念仏衆」「一結衆」など人々が集団で阿弥陀仏の名を唱える「念仏」のために立てられたものがあり、大字下里にまとまって見られる。また、一枚の幅の広い青石に板碑二つ分を彫り出した「双式板碑（連碑)」は（写真 3)、埼玉県内で破片を含め 17 基ほどしか確認されていないが、そのうち 8 基が小川町に所在している。

このほか、青石を 6 枚立てて六角形にした「六角塔婆」あるいは「六面幢」と呼ばれるものがある（写真 4)。六面幢は、小川町・ときがわ町を中心に破片なども含めて 26 基ほどしか確認されておらず、大字下里の大聖寺にある六面幢は、六面全てがそろった貴重な例で、国の重要文化財に指定されている。

写真 2　建長銘
阿弥陀三尊種子板碑
（木呂子太子堂）

写真 3　双式板碑（連碑）
（青山円城寺）

写真 4　六角塔婆（六面幢）
（下里大聖寺）

■表 1　小川町の板碑の造立推移（過去の記録によるものを含む。1997『小川町の歴史資料編 3』より）

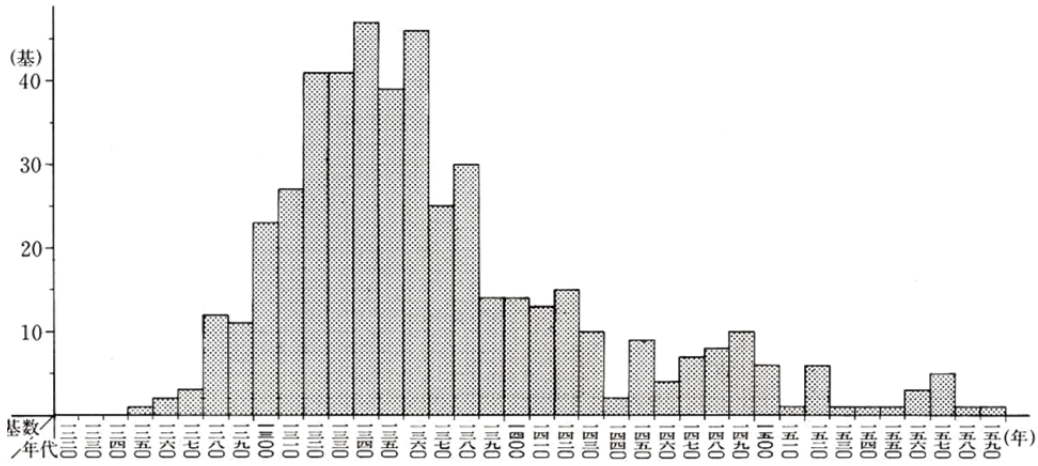

2-1-3　板碑製作遺跡発見の意義　～板碑のふるさと小川町～

下里・青山板碑製作遺跡は、下里、青山地内に点在する 19 か所の遺跡からなり、そのうち割谷地区、西坂下前Ａ地区、内寒沢地区の 3 地区が国の史跡に指定された。

この遺跡は、13 世紀から 16 世紀にかけて武蔵国を中心に広く流通した武蔵型板碑の石材である緑泥石片岩（青石）を採掘、加工した場で、緑泥石片岩の露頭や大小のズリ（※）によって形成された平場、ズリ山などで構成されている。ここから板碑の未成品や採石痕のある石材なども確認されており、未成品の規格の分析からその操業期間は板碑造立の最盛期である 14 世紀半ばから第二次盛期の 15 世紀後半と想定され、板碑製作の工程や流通などが明らかになりつつある。そして、武蔵国における板碑生産の中心的な遺跡として、また、板碑に象徴される中世の信仰・精神文化の解明につながる遺跡として、学術的にも重要な遺跡である。

板碑製作を支えた歴史的環境は現在のところ詳しく分かっていないが、下里・青山地内を中心に「割谷」「石場沢」など板碑製作遺跡との関連がうかがえる地名や、「石青山」「青岩山」「青龍山」「北青山」など青石（緑泥石片岩）に由来していると考えられる寺院の山号が残っている。また、緑泥石片岩は古くは縄文時代の住居の敷石や石器として用いられ、小川町増尾地内に所在する 7 世紀後半に築造された穴八幡古墳の横穴式石室には大型の石材が利用されている。近世には石碑や墓石などにも広く使われ、近現代では、土木・造園・建築資材などとして石材採取が行われ広く全国に販売された。この地域では、遺跡から産出するものと同様の石材を用いた石碑、土留、基礎、水路、階段などを数多く見ることができる。

この遺跡を取り巻くいわば「青石の文化」の原点というべき歴史的背景や里山の文化的景観も、下里・青山板碑製作遺跡の大きな特性である。

※ズリ…石材の採掘や加工に伴う不用の端材、廃石。不用石材。

2-2　指定に至る経緯

小川町下里は、長瀞町野上下郷とともに武蔵型板碑の石材となる緑泥石片岩（地元では下里石あるいは青石などと呼ぶ）の産出地であると古くから推定されてきたが（小川町史編纂委員会 1961『小川町史』）、遺構や遺物による確証は長らく得られていなかった。平成 13 年、三宅宗議氏が採掘の伝承があった小川町下里地内割谷地区で発見された加工石材を報告し（三宅宗議 2001「小川町下里で採取した青石の加工石材」『埼玉史談』第 47 号第 4 号）、池上悟氏も割谷及び西坂下前地区で採集した加工痕のある石材を報告した（池上悟 2001「板碑石材原産地周辺における調査」『立正大学文学部論叢』第 114 号）。そして、平成 19 年に磯野治司・伊藤宏之氏によって板碑の外形成形と面調整が施された板碑未成品の発見が報告され（磯野治司・伊藤宏之 2007「小川町割谷採集の板碑未成品」『埼玉考古』第 42 号）、採掘地が中世に遡ることが確定的となった。

こうした重要な発見を受け、小川町教育委員会は平成 19 年 11 月に「下里割谷板碑石材採石遺跡」として埋蔵文化財包蔵地台帳及び地図に登載し、平成 21 年 2 月に同遺跡の現況測量図を作成した。平成 23 年 12 月には国指定史跡化に向けての取組として「下里板碑石材採石遺跡調査指導委員会」を設置し、平成 24 年 2 月から試掘調査及び同様の遺跡の分布調査を実施した。また、板碑の背面や未成品に見られる押し削り痕が近世以降の青石墓石に残るかどうかの確認調査を実施し、押し削り痕が中世期の指標となり得るかどうかの検証を行った。

その結果、試掘調査によって採石を目的としたヤ穴(※)痕がある板石や、工具痕や打撃痕のある石材、板碑形に成形し調整が施された板碑未成品、台石未成品が検出されるとともに、現況に残る谷状の微地形や窪地、ズリの堆積（ズリ山）から採掘単位の推定がなされた。また、表面が磨かれ種子や銘文が刻まれた完成品の板碑はないことから、板碑形に成形・調整された未成品がいわゆる「第一次製品」として生産され流通したことが傍証された。分布調査では、同様の遺跡が割谷地区を含め大字下里､青山地内に 19 か所も存在していることが確認された。墓石調査では、近世以降の青石墓石に押し削り痕はほとんど見られないことが判明し、これが中世特有の調整技法である可能性が高まった。さらに、割谷地区の調査や分布調査によって出土・採集した板碑未成品と供給地における板碑の規格の比較検討から、遺跡の操業時期が板碑造立の最盛期である 14 世紀半ばから第 2 次盛期の 15 世紀後半までと推定された。こうした成果は平成 26 年に調査報告書としてまとめられている（小川町教育委員会 2014『下里・青山板碑石材採掘遺跡群－割谷採掘遺跡－』）。

こうした調査研究の成果に基づき、国指定の史跡として遺跡の確実な保護を図ることとなったが、指定に至る主な経過は次のとおりである。

※ヤ穴…石を切り出す際に用いる「ヤ」とよばれるクサビ状の工具を差し込む穴。矢穴。

■表 2　経過一覧表

年月日	内容
平成 21 年 11 月	比企地域中世遺跡検討委員会現地視察。文化庁坂井秀弥主任文化財調査官参加。
平成 23 年 12 月	下里割谷板碑石材採石遺跡調査指導委員会設置。第 1 回委員会開催。委員長千々和到國學院大学教授。
平成 24 年 3 月	文化庁林正憲文化財調査官現地視察。 第 2 回調査指導委員会開催。
平成 24 年 8 月	第 3 回調査指導委員会開催。文化庁近江俊秀文化財調査官参加。
平成 24 年 11 月	調査指導委員会小委員会開催。
平成 24 年 12 月	地権者・下里一区住民対象に遺跡説明会開催。 第 4 回調査指導委員会開催。 文化庁記念物課に現況報告及び指定に向けた事前相談。
平成 25 年 1 月	文化審議会文化財分科会第三専門調査会埋蔵文化財委員会現地視察。
平成 25 年 3 月	調査指導委員会小委員会開催。 平成 24 年度中世城館・近世城郭遺跡等の保存に関する検討委員会で報告。
平成 25 年 6 月	文化庁記念物課に現況報告及び指定に向けた事前相談。
平成 25 年 7 月	文化庁近江俊秀文化財調査官、西坂下前Ａ地区・内寒沢地区現地視察。
平成 25 年 8 月	第 5 回調査指導委員会開催。
平成 25 年 9 月	第 1 回地権者説明会開催。
平成 25 年 10 月	第 2 回地権者説明会開催。
平成 26 年 1 月	全地権者の指定同意を得る。 調査報告書『下里・青山板碑石材採掘遺跡群－割谷採掘遺跡－』刊行。 小川町から文部科学大臣あてに指定に関する意見具申書を提出。
平成 26 年 6 月	文化審議会から文部科学大臣に国史跡に指定するよう答申。
平成 26 年 10 月	指定告示。

こうした経過により、小川町は平成 26 年 1 月 29 日付けで文部科学大臣あてに意見具申書を提出し、同年 6 月 20 日に国の文化審議会から「下里・青山板碑製作遺跡」として国指定史跡とするよう文部科学大臣に答申が出され、同年 10 月 6 日付け官報告示により国指定史跡に指定された。

なお、遺跡の名称については、当初「下里割谷板碑石材採石遺跡」であったが、調査の進展や調査指導委員会での議論に基づき「下里・青山板碑石材採掘遺跡群」として捉え、各地点は「割谷採掘遺跡」のように表すこととした。一方、史跡指定名称は、国の文化審議会での審議により、採掘にとどまらず板碑形への加工までの工程が確認された事実を重視し「下里・青山板碑製作遺跡」とされ、指定された各地点は「割谷地区」「西坂下前Ａ地区」「内寒沢地区」と表されることになった。

2-3　史跡指定の状況

・種別　　史跡
・名称　　下里・青山板碑製作遺跡
・面積　　55,222.85 ㎡
・指定年月日　　平成 26 年 10 月 6 日
・指定基準　　「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」史跡の部「次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値のあるもの」「六　交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡」による。
・所在地　　埼玉県小川町
・解説

下里・青山板碑製作遺跡は、外秩父山地の北東裾に当たる小川盆地に所在する、13 世紀から 16 世紀にかけて武蔵国を中心に広く流通した武蔵型板碑の石材である緑泥石片岩(青石)を採掘、加工した、複数の地点からなる遺跡である。板碑は 13 世紀頃からの仏教信仰の高まりを受けて、主に武蔵国や相模国等の御家人を中心とする東国武士によって造立されたと考えられる石塔である。

現在確認されている最古の板碑は埼玉県熊谷市にある嘉禄 3 年(1227)のもので、13 世紀末以降、板碑は青森県から鹿児島県にかけての各地でつくられるようになるが、最も数が多いのは埼玉県であり、確認されているだけでも 2 万 7000 基を超える。また、関東の板碑は石材の違いから、秩父地方産の緑泥石片岩製の武蔵型板碑と筑波山から産出される黒雲母片岩製の下総型板碑に大別されるが、武蔵国のもののほとんどは前者である。

武蔵型板碑の石材である緑泥石片岩の産出地は武蔵国周辺では限られており、中世に採掘が行われていた場所としては埼玉県長瀞町が知られているにすぎなかった。そうした中で下里・青山板碑製作遺跡が所在する小川町は、近年まで緑泥石片岩の採掘が行われていたことから、武蔵型板碑の石材採掘地の候補地として注目されていた。

小川町内で板碑石材の採掘遺跡の調査が開始されたのは、平成 13 年に大字下里で中世のものと考えられる加工石材が採集されたことによるもので、小川町教育委員会は平成 19 年度から本格的な調査に着手した。

調査はまず、加工石材が採集された割谷遺跡の分布・測量調査から進められ、大規模な緑泥石片岩の露頭や大小のズリにより形成された幅 50m、奥行き 45m程の平場の存在が明らかになった。平場の上には土の堆積が全く認められず、上面には大小の瘤(こぶ)状のズリ山が認められ、その上部には細かい屑(くず)石が堆積する傾向がある。これは、不用石材の捨て場の単位か、製作場の作業単位である可能性が指摘されている。また、ズリに混じって板碑の未成品が出土している。

発掘調査では、矢穴痕が残る岩塊や舟形のケガキ線や溝状の彫り込みの残る石材、表面に平ノミによる削り痕が残る石材等が確認されるなど、この遺跡では採掘だけではなく石材を板碑形に加工する工程までが行われていたことが判明すると同時に、その工程が明らかになった。

板碑の製作工程は、採掘、石材分割、板碑形への成形、表面及び側面の調整、彫刻、装飾の工程からなるが、本遺跡では彫刻が見られるものは認められていないことから、調整までの工程を行っていたと考えられる。また、成形技法は平ノミによる押し削り技法が用いられており、この技法は小川町内にある近世以降の緑泥石片岩製の墓石では、ほとんど認められない。さらに、出土した未成品の大きさは横幅 12～22.5cm の小型のものであり、小川町を流れる槻川から入間川流域で確認される紀年銘を持つ武蔵型板碑約 2100 基の分析の結果、このような大きさの板碑は 14 世紀中頃から 15 世紀後半、関東において板碑が最も多く造立された時期に当たることが判明した。

これら調査と併行して、小川町内における採掘遺跡の分布調査も実施され、19 地点で加工石材片が採集された。そのうち、西坂下前Ａ遺跡、内寒沢遺跡では割谷遺跡と同様のズリ平場が確認され複数の板碑未成品が採集された。遺跡の規模や構造、採集遺物の時期も割谷遺跡とほぼ同様であることから、小川町下里、青山に分布する採掘遺跡は、総数 5 万基にも及ぶとされる武蔵型板碑の中心的な生産地であったと考えられる。

このように、下里・青山板碑製作遺跡は、中世の武蔵国における生産と流通のあり方を知る上で重要である。また、板碑の生産と流通には宗教勢力の介在が想定されるなど、中世の仏教信仰の広がりとも深く関わっていると考えられることから、その生産体制や流通のあり方の解明は中世の仏教信仰を考える上でも重要である。よって、これらの板碑製作遺跡を一体的に捉え史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

（参考：文化庁文化財部監修 2014『月刊文化財』612 号）

官報告示

文部科学省告示第百三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

名称	所在地	地域
下里・青山板碑製作遺跡	埼玉県比企郡小川町大字下里字石場沢	二七一六番二
	同　字林殿谷	二七二三番一、二七二四番一、二七二五番一、二七二六番、二七二七番、二七二八番、二七二九番、二七三〇番一、二七三一番一、二七三二番一、二七三六番
	同　字田中前	二九四七番
	同　字西坂下前	二九四八番、二九五〇番、二九五二番、二九五三番、二九五五番二
	同　内寒沢	一九七六番、一九七七番、一九七八番、一九七九番、一九八〇番一、一九八〇番二、一九八一番、一九八二番、一九八四番、一九八五番、一九八六番、一九八七番 右の地域に介在する道路敷、埼玉県比企郡小川町大字下里字林殿谷二七二四番一と同二七五二番二に挟まれ同二七二七番と同二七二八番に挟まれるまでの道路敷のうち実測一九六・九八平方メートルを含む。 備考　道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を埼玉県教育委員会及び小川町教育委員会に据え置いて縦覧に供する。

■図 3　割谷地区位置図

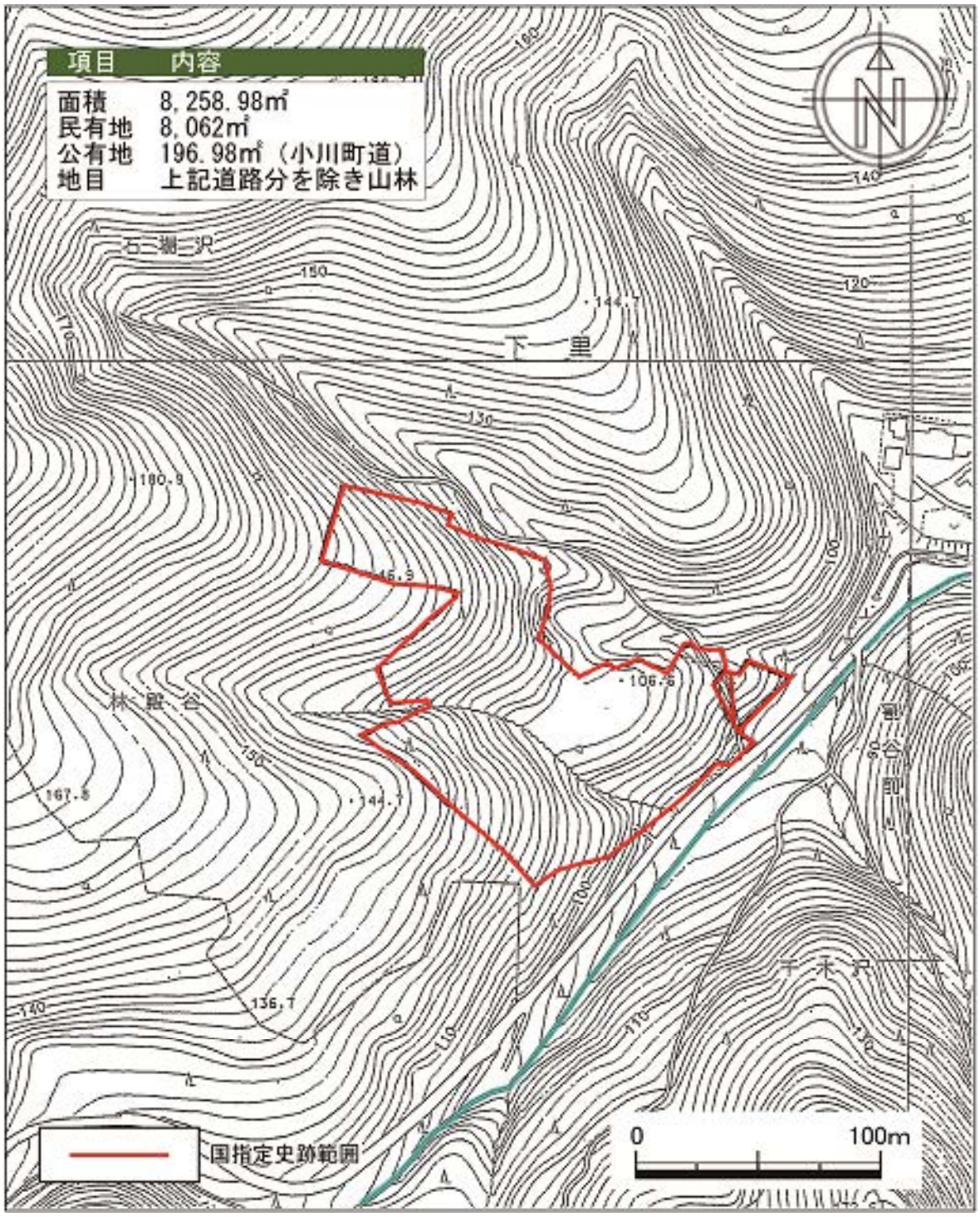
項目　内容
面積　8,258.98㎡
民有地　8,062㎡
公有地　196.98㎡（小川町道）
地目　上記道路分を除き山林
N
下里
林屋谷
割谷
千木沢
0
100m
国指定史跡範囲

■図 4　西坂下前Ａ地区位置図

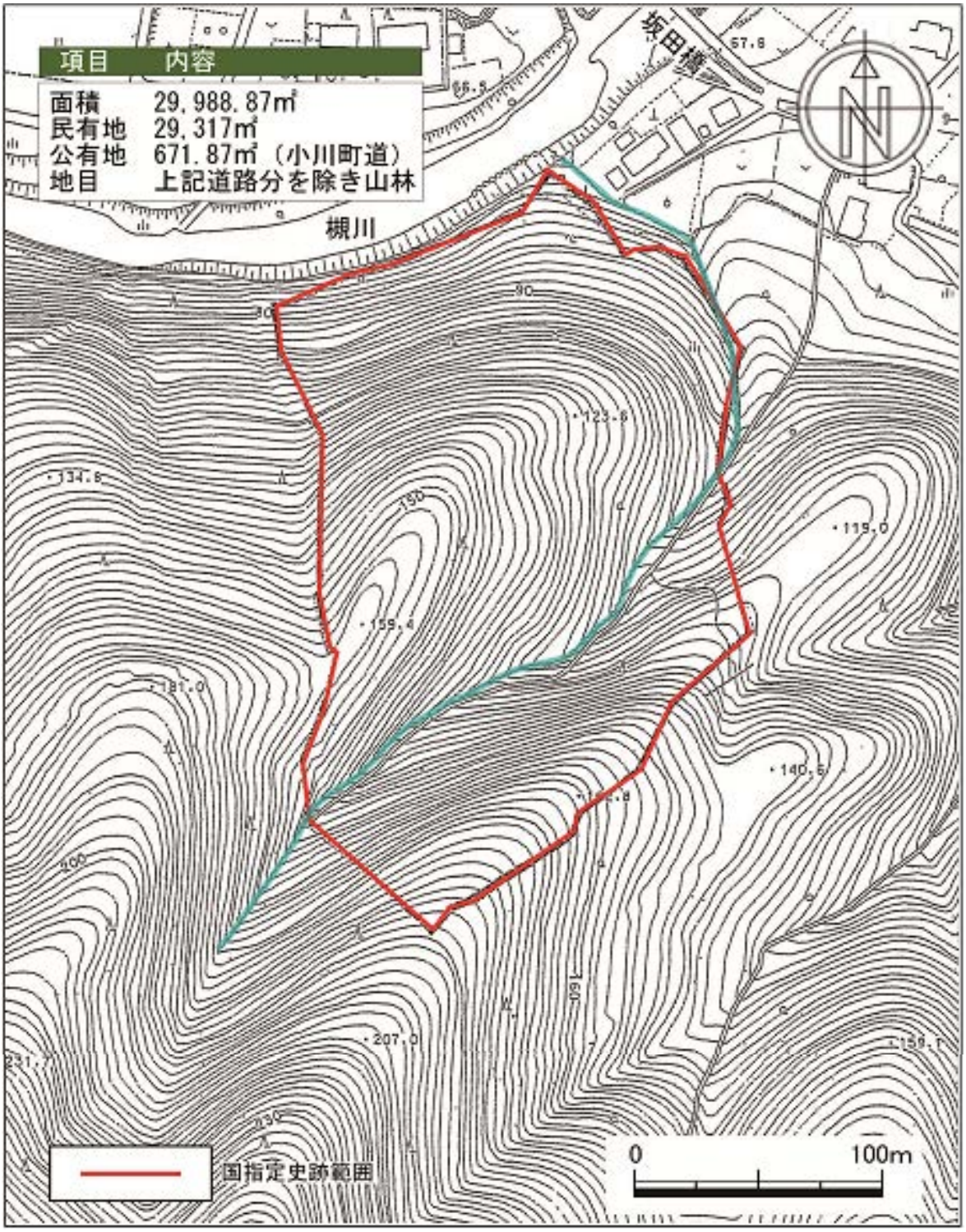

■図 5　内寒沢地区位置図

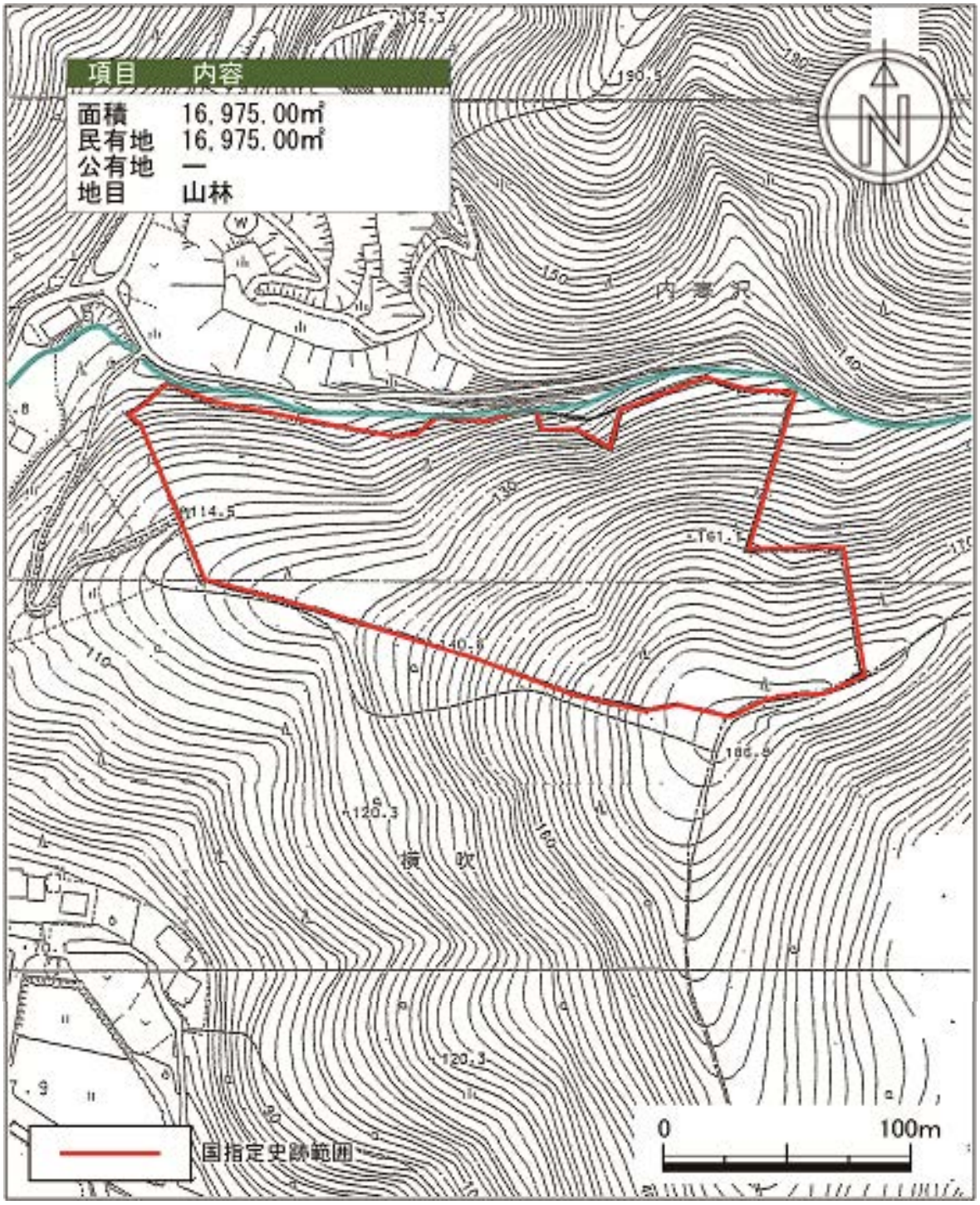

2-4　史跡指定地の現況

下里・青山板碑製作遺跡の割谷地区、西坂下前Ａ地区、内寒沢地区の現況（調査日：平成 27 年 10 月 28 日）を以下に写真を掲載して示す。

割谷地区について

割谷地区の現況を示す。

■図 6　写真位置図（〇数字は撮影方向を示す）

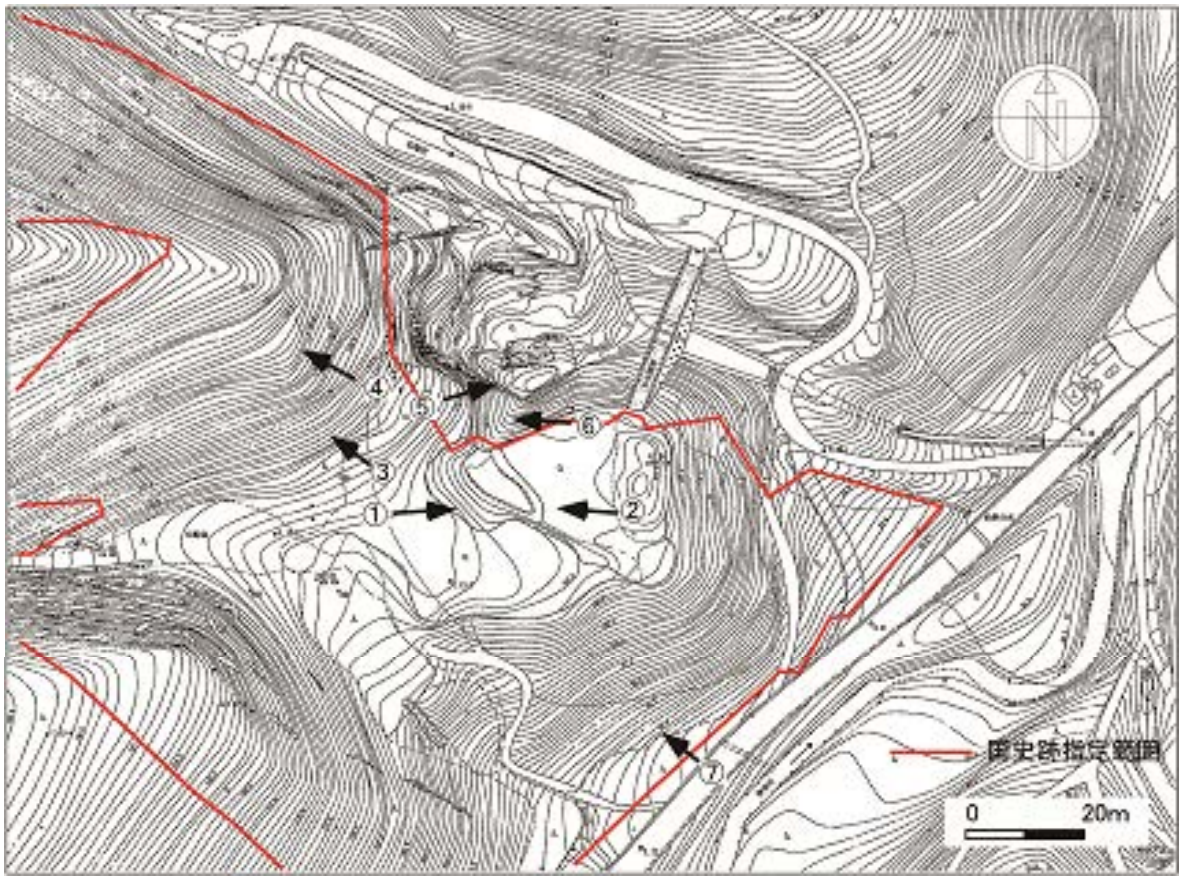

写真①　ズリ平場、上面の様子

クヌギ・ケヤキなどの群落で樹間が大きい。また、調査のため林床は地被に覆われていない。ややこんもりと影になっている箇所がズリ山。

写真②　ズリ平場、上面の様子

調査のため地被に覆われておらず、たくさんのズリが露(あら)わになっている。

写真③　崖錐(がいすい)堆積部仮設土留

トレンチ調査の廃土の仮設土留が設けられている。

※崖錐堆積…風化や剥離した岩が急斜面を落下し堆積してつくられた円錐状の堆積地形。急な崖の下（崖の基）に形成される。

※トレンチ…確認調査のために掘られた溝。試掘坑。

写真④　クラックのある露頭

切場斜面上部にはクラック（岩の裂け目や狭い割れ目）のある露頭がある。この辺りがヒノキ植林である。

写真⑤　砂防ダム

　遺跡の北側に位置する砂防ダム。現在は未満砂である。

写真⑥　砂防ダム側の崖

　崖はズリや露頭の急傾斜で、崩落の危険性がある。

写真⑦　前面斜面地

　地区の東面にもズリの堆積がある。ここには樹木があり、若干の地被類がある。

西坂下前Ａ地区について

西坂下前Ａ地区の現況を示す。

■図７　写真位置図（〇数字は撮影方向を示す）

写真①　伐採地跡

急傾斜な地形であるが、樹木等が皆伐されている。崩落や流失への検討が必要な箇所である。

写真②　採掘による谷

　要所に露頭が見える崖地で、崩落した石材が見える。一帯はヒノキの植林地である。

写真③　凹状の地形

　凹状の地形で周囲にズリ山がある。疎林のヒノキ植林地である。

写真④　谷の上流方向を望む

　一帯はヒノキ植林である。

内寒沢地区について

内寒沢地区の現況を示す。

■図 8　写真位置図（〇数字は撮影方向を示す）

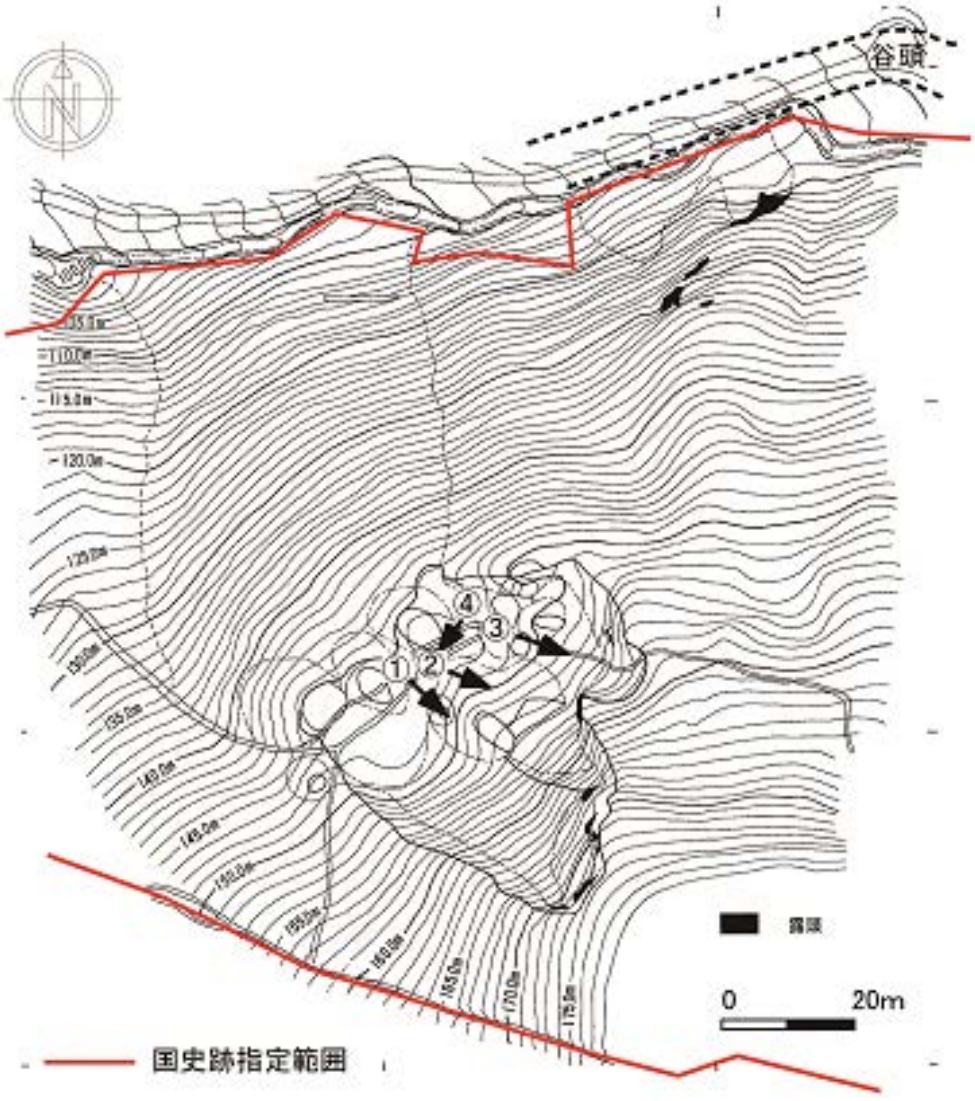

写真①　崖地を見る

平場は密集したヒノキ植林で、奥側に崖地が見える。一帯は地被が発達している。

写真②　露頭

　クラックが発達した露頭が見られる崖地で、下部に崖錐堆積がある。一帯はヒノキ植林である。

写真③　山頂方向に向かう山道

　山道は雨水などにより浸食されている。

写真④　平場

　平場の大半は地被に覆われているが、調査のため一部にズリ石が表出している箇所がある。